

改正

令和2年3月17日要綱基準等第16号

令和5年3月31日要綱基準等第20号

幕別町地域おこし協力隊要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幕別町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和元年規則第16号）別表に掲げる職種のうち、地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）の活動等について、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 隊員は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 観光の振興に関する活動
- (2) 農林業の振興に関する活動
- (3) 地域の情報発信に関する活動
- (4) 地域産業の活性化や担い手に関する活動
- (5) 地域間交流及び移住・定住促進に関する活動
- (6) 文化、教育、スポーツの振興に関する活動
- (7) その他地域力の維持・強化に資するため必要な活動

(任用期間)

第3条 隊員の任用期間は、任用を開始する日から同日の属する年度の3月31日までとする。

2 町長は、必要と認める場合は、年度ごとに隊員の任用期間を更新することができる。

3 前項の規定による更新は、最初の任用を開始する日から3年を超えて行うことはできない。

(給与等)

第4条 隊員の給与等は、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第32号）及び幕別町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の規定によるものとする。

(活動時間、休日等)

第5条 隊員の活動時間及び休日等は、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例（平成7年条例第1号）及び職員の勤務時間及び休日休暇に関する規則（昭和44年規則第3号）の規定によるものとする。

(日誌及び報告書)

第6条 隊員は、その活動の概要を協力隊活動日誌（様式第1号）に記録しなければならない。

2 隊員は、毎月10日までに当該月の前月の活動状況の内容を協力隊活動月報（様式第2号）に記載し、前項の協力隊活動日誌を添えて町長に報告しなければならない。

(町の責務)

第7条 町は、地域おこし協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 隊員の活動に関する総合調整
- (2) 隊員の活動地との調整及び住民への周知
- (3) 隊員の任用期間満了後の定住支援
- (4) その他隊員の円滑な活動に関して必要な事項

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(任用期間の特例)

2 令和元年度から令和3年度に任用された隊員が、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動が行えなかったため、3年を超えて活動を行うことを希望し、かつ町長が活動期間の延長が必要と認める場合に限り、第3条第3項の規定にかかわらず、最初の任用を開始した日から5年を超

えない範囲で任用期間を延長することができる。

附 則（令和2年3月17日要綱基準等第16号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日要綱基準等第20号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

協力隊活動日誌

幕別町地域おこし協力隊

隊員名

協力活動日	年 月 日	天 候	
協力活動時間	時 分 ~ 時 分		
協力活動場所			
協力活動内容			
特 記 事 項			

※ 1日のうちで異なる活動を行った場合は、適宜、日誌を分けて記録すること。

※ 必要に応じて、写真・図面等の資料を添付すること。

年 月 日

幕別町長 様

幕別町地域おこし協力隊

隊員名

協力隊活動月報（ 月分）

今月の活動報告	
上記活動の感想等	
地域住民とのコミュニケーションを行った感想等	
地域で活動・生活する上での、不安や心配事、悩み等	